

令和4年12月23日

いわきスマートタウンモデル地区推進事業事業者募集
募集要項等に関する質問回答書（第1回）

いわき市都市建設部都市計画課

質問番号	質問事項	回答
1	p.5 土地価格について 『図 スマートシティ形成原資のイメージ』の、A' が約150.0百万円との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	p.6 B社の公募について B社の公募においてB社に必要とされる条件は、市内に本社を置くことと、募集要項P11 2 (1) 共通要件に記載の要件との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	p.15 第1次審査提出書類について 郵送により提出とありますが、直接持参することも可能でしょうか。	第1次審査提出書類は、郵送（配達証明郵便）のみでの受付となります。 ただし、郵送による提出が難しい場合には、任意様式に理由を記載のうえ、事前に市へ協議願います。
4	様式集 第2次審査時の提出書類について 提出書類作成における記載要領については、各様式に記載の【作成にあたっての注意事項】のみで、各様式に通し番号を付ける、インデックスを付ける、余白部分にグループ名（貴市から通知される略称等）を記載する、等は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	p.9 脱炭素先行地域へのエントリーについて 令和4年度に地域課題の分析や脱炭素ビジョン・シナリオ、脱炭素事業モデルなどの検討を進める、とありますが、現段階で既にご検討されている内容や方針はございますでしょうか。	市では、令和4年11月に「いわき市脱炭素社会実現プラン【ビジョン編】」を策定・公表（市ホームページにて公開中）しており、今後、具体的な目標やロードマップの検討を進め、令和5年度には「いわき市脱炭素社会実現プラン【完成版】」を策定・公表する予定です。

6	<p>p. 22 審査項目④スマートサービス導入計画について</p> <p>ZEH 等住宅の導入や再生可能エネルギー等の最大導入の計画とありますが、ZEH 等住宅の供給戸数が多いほど配点は高くなる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>全戸数に対する ZEH 等住宅（ZEH、ZEH+、次世代 ZEH+、LCCM 住宅、ZEH-M を指す。）の割合等、量的な評価だけでなく、住宅または業務・店舗等における脱炭素への先導的な取組や再生可能エネルギー等の最大導入に対する提案を含めて総合的に評価します。なお、別審査項目「面的なエネルギーマネジメントによるエネルギー利用の効率化」とあわせ、評価していくこととなり、拠点エリア内の民生部門（家庭部門）においてネット・ゼロを目指すことを基本と考えています。</p>
7	<p>p. 22 審査項目表全般について</p> <p>【必須提案内容】に関しても独自提案がなされているかを問われている項目があり、【提案内容は自由】との違いが明確に分かりません。ご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>【必須提案内容】は、ア～クの項目の中で、必ず提案をいただきたい内容を示しています。</p> <p>【提案内容は自由】は、上記以外でア～クの項目に関して自由な内容で提案を求めるものです。</p> <p>なお、提案項目のうち、【必須提案内容】に独自提案と記載した事項については、以下のとおり必須要件とあわせて独自性を求めています。</p> <p>「既存公共交通と連携した交通結節機能の整備計画」：交通結節機能の整備について既存公共交通との連携は必須ですが、交通結節機能の整備内容についてはモビリティ等の提案選択肢が残されることから、独自性を求めています。</p> <p>「戸建て住宅、共同住宅（学生・若者夫婦・高齢者等の多くの世代向け）、サービス付き高齢者向け住宅等」：多世代や多様な世帯が暮らすための住宅の整備は必須として求めますが、居住の形態等で提案選択肢が残されることから、独自性を求めています。</p> <p>「既成市街地エリアも含めた住み替えを</p>

		<p>促進する仕組み」：住み替えの仕組みを構築すること自体は必須として求めますが、仕組みのあり方については提案選択肢が残されることから、独自性を求めています。</p>
8	<p>p. 25 応募者の順位の決定について審査結果及び詳細な配点については、最終的にご開示頂ける理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>審査結果は、P25 に記載のとおり優先交渉権者を決定した場合に市のホームページにおいて審査結果を公表します。また、審査委員会による審査講評として、全応募者（優先交渉権者及び次点は応募者名、その他は記号等の略称で記載）の審査項目ごとの評価結果を併せて公表します。</p>
9	<p>p. 29 SPC を設立しない場合について①～③の効果が期待されるスキームであれば、事業者構成方法はこちらから提案してよい理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>